

《令和9年度・10年度》
湯梨浜町物品・役務入札参加資格審査申請手続き等説明書

令和9年度および令和10年度に湯梨浜町が発注する「物品・役務」に係る入札参加資格の審査申請手続き等については、下記にしたがって申請書を作成し、提出してください。

1. 受付期間

下記を定期申請の受付期間としますが、期間経過後の随時申請も受け付けます。

《持参の場合》

令和8年10月1日から令和9年1月29日まで（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

《郵送の場合》

令和8年10月1日から令和9年1月29日まで（必着）

※発送封筒の表には「指名審査申請書在中」と明記すること

※受付票の返信を希望する場合は、返信用ハガキまたは封筒（切手貼付）を同封すること

2. 認定期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間

※ただし、上記受付期間以降に随時申請がなされた場合において、その審査終了が令和9年4月1日以降になった場合は、その終了日から有効

3. 提出場所

湯梨浜町役場 総務課 財務管財係

《住 所》〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

《電 話》0858-35-5301（直通）

《FAX》0858-35-3697

4. 提出書類

中央公契連統一様式（国の統一様式）または鳥取県様式を使用する場合は、宛先を「湯梨浜町長」に変更して使用してください。

なお、申請書類チェック表は、提出書類の確認にご活用いただき、併せて提出をお願いします。

【A4サイズ】※フラットファイルによる綴じ込みは不要

① 物品・役務業務入札参加資格審査申請書（様式第1－3号）

※登記簿謄本に記載されている本店住所を記入してください。

② 経営実態調書（様式第3号）

③ 財務諸表（直近決算期分）

④ 営業所一覧表（任意の様式）

⑤ 許可・認可・登録等の証明書の写し

※IS014001 認証を取得している鳥取県内の事業所がある場合、登録証の写しをご提出ください。

⑥ 使用印鑑届（様式第4号）

⑦ 印鑑証明書の写し

※審査申請書提出時前3カ月以内に交付されたもの。

⑧ 納税証明書（国税）

《法人》法人税、消費税および地方消費税に未納がないという証明書（写し可）

《個人》申告所得税、消費税および地方消費税に未納がないという証明書（写し可）

※審査申請書提出時前3カ月以内に交付されたもの。

※電子納税証明書の写しでも可とします。

⑨ 納税証明書（都道府県税）

都道府県税に未納がないことを証する納税証明書（写し可）

※本店と異なる都道府県に所在する支店、営業所などに委任する場合は、本店および受任者の住所にあたる都道府県のもの両方を提出してください。

※審査申請書提出時前3カ月以内に交付されたもの。

⑩ 納税証明書（湯梨浜町税）

町税に未納がないことを証する納税証明書（原本）

※審査申請書提出時前3カ月以内に交付されたもの。

※湯梨浜町に納付義務がある場合に提出してください。

⑪ 登記簿謄本の写し

※審査申請書提出時前3カ月以内に交付されたもの。

⑫ 労働保険料納付証明書

鳥取労働局発行の労働保険料に未納がないことを証する証明書（写し可）

※審査申請書提出の当月または前月に交付されたもの。

※県内に本店を有する事業者のみ提出してください。

⑬ 委任状兼同意書（様式第5-1号）

湯梨浜町に町税、上水道料金、下水道使用料のいずれかの納付義務がある場合に提出してください。

⑭ 誓約書（様式第5-2号）

湯梨浜町に町税、上水道料金、下水道使用料のいずれも納付義務がない場合に提出してください。

⑮ 委任状（様式第5-3号）

支店・営業所等に、入札または契約を委任する場合に提出してください。

5. 留意事項

以下の事項に該当する場合は、申請することはできません。

（１）地方自治法施行令第167条の4に該当する者

（２）次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)に関係すると認められる者

- ① 競争入札に参加しようとする個人または法人の役員等(役員として登記または届出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。)が暴力団員であるとき。
- ② 競争入札に参加しようとする者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき。
- ③ 競争入札に参加しようとする個人または法人の役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力または暴力団員を利用するなどしているとき。
- ④ 競争入札に参加しようとする個人または法人の役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与しているとき。

6. その他

資格の認定後、内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。その際は、変更事項を証する書類を添付してください。

また、資格登録の必要がなくなった場合は、速やかに登録廃止届を提出してください。